

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。

女性アスリート戦略的支援プログラム

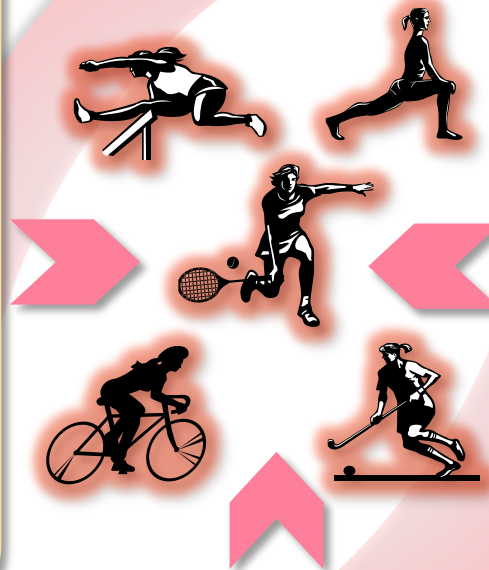
女性アスリート支援プログラム

- ・女性特有の疾患、障害等における医学サポート
- ・成長期における医・科学サポート（ジュニアアスリートや保護者、指導者向け講習会など含む）
- ・妊娠期、産前産後期、子育て期におけるサポート
- ・女性特有の課題と知見について研究者・アスリート・指導者等で共有するカンファレンス

女性エリートコーチ育成プログラム

女性特有の視点とアスリートとしての技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するため、例えば、引退を予定しているアスリートを対象にしたプレイングコーチも含む、女性エリートコーチを育成するモデルプログラムを策定・実施する。

女性アスリートの 国際競技力向上



女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究

女性特有の課題の解決に向けた調査研究を実施し、その成果を女性アスリートや指導者等の競技現場に還元する。特に、「パラアスリート支援」、「女性アスリートの直面する健康課題の解消」に関連する調査研究を実施する。

【参考】

31年度要求額：11,000,000千円の内数

女性スタッフの配置の支援 （競技力向上事業）

競技団体において、女性トップアスリートを身近な立場で支える女性スタッフの配置を支援する。

女性アスリートの強化支援 （競技力向上事業）

女性競技種目において不足している競技大会をモデルプログラムとして実施することなどにより、高水準の競技機会と教育プログラムを提供し、女性アスリートの国際競技力向上を図る。

事業概要

スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。

→ スポーツのあらゆるレベル、あらゆる職務、役割における女性の参画を促進

参加促進会議の開催

女性のスポーツ参加促進

主に若年期女性の運動不足による健康課題への理解を促進するとともに、生涯を通じてスポーツに親しむことのできる環境を促進する。

「女性スポーツ促進キャンペーン」の実施

女性スポーツアンバサダーの任命

健康課題とスポーツの実施効果に関する情報発信



女性スポーツ指導者の活動促進

女性スポーツ指導者の活躍が期待される、女性に対するコーチングや運動促進のための指導プログラムを作成し、研修を実施する。

指導プログラム開発・実施



スポーツ団体における女性役員の育成

女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。

研修の実施・ネットワーク構築支援

人材バンクの構築



女性スポーツネットワーク連絡会の開催

スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

スポーツを通じた共生社会の実現

【通し番号13】 公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知) ①
(平成30年3月29日付け29初児生第1791号児童生徒課長、健康教育・食育課長連名通知)

1 背景

- ✓ 平成28年6月、京都府立高校において妊娠中の女子生徒に対し、学校側が休学を勧め、卒業するためには体育の実技が必要だと説明した事案が発生。
- ✓ 同年12月、子どもの貧困対策推進議員連盟(会長:田村憲久議員)より、松野文部科学大臣(当時)へ「子どもの貧困対策に関する要望書」(※)を手交。(※)「子どもの貧困対策に関する要望書」(抄)
11、若年妊娠者の高校中退、将来の非正規雇用リスクを減らす様、徹底した調査と通達で「妊娠退学」をゼロにしていくこと

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項等を踏まえ、各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応を行うこと。

(1) 妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方

- 生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであること。
- 生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないという対応も十分考えられること。
- 当該生徒の希望に応じ、当該学校で学業を継続することのほか、学業の継続を前提として、転学等を支援することも考えられること。
- 妊娠した生徒が退学を申し出た場合には、当該生徒や保護者の意思を十分確認することが大切であるとともに、退学以外に転学等学業を継続するための様々な方策があり得ることについて必要な情報提供を行うこと。

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知) ②

(平成30年3月29日付け29初児生第1791号児童生徒課長、健康教育・食育課長連名通知)

2 通知の概要

(2) 妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方

- 妊娠した生徒が引き続き学業を継続する場合は、当該生徒及び保護者と話し合いを行い、当該生徒の状況やニーズも踏まえながら、学校として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた十分な支援を行う必要があること。
- 体育実技等、身体活動を伴う教育活動においては、当該生徒の安全確保の観点から工夫を図った教育活動を行ったり、課題レポート等の提出や見学で代替するなど母体に影響を与えないような対応も考えられること。
- 妊娠を理由として退学をせざるを得ないような場合であっても、
 - ・再び高等学校等で学ぶことを希望する者に対しては、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ることや、高等学校卒業程度認定試験があること
 - ・就労を希望する者や将来の求職活動が見込まれる者等に対しては、ハローワーク及び地域若者サポートステーション等の就労支援機関があることなどについて、当該生徒の進路に応じた必要な情報提供等を行うこと。
- 各教育委員会においては、妊娠を理由として過去に高等学校等を退学した者についても、これらの関係機関と連携しつつ、学習相談等の効果的な支援の実施を推進すること。

(3) 日常的な指導の実施

学習指導要領に基づき、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう性に関する指導を保健体育科、特別活動で行うなど、学校教育活動全体を通じて必要な指導を行うこと。

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国70カ所(平成29年7月1日時点) ※自治体単独11カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、盛岡市、八戸市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市、北九州市

○予算額等 平成31年度概算要求 88百万円(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)○相談実績 平成28年度:53,129件(内訳:電話31,731件、面接16,052件、メール4,039件、その他1,307件)

○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(28,107件) ・不妊に関する相談(11,462件) ・思春期の健康相談(8,774件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(9,525件) ・メンタルケア(11,859件) ・婦人科疾患・更年期障害(619件) ・性感染症等(819件)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4% はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

養育費の分担等の取決め関係(パンフレット)

現 状

○平成24年4月、民法改正

父母の離婚の際に協議で定める事項として、養育費の分担が明示され(民法第766条第1項)、離婚届書に養育費の分担取決めの有無をチェックする欄が追加された。

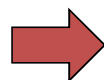
○「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」

(平成27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」で決定)

養育費に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレット・合意書のひな形の作成及び離婚届書との同時交付の取組を、全市町村で実施することなどが決定された。

○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)

「養育費の取決めに関する合意書のひな形や養育費の支払がされない場合に取り得る法的手段等を周知する。」とされ、「周知を通じた離婚届書のチェック欄にチェックする者の割合の向上」を図るものとされた。



平成28年度、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、市区町村に配布、離婚届書との同時交付を計画



問題点

○離婚届の養育費の分担について取決めをしているという欄にチェックをされているものの割合は、60パーセント台前半で推移

○離婚届は毎年20万件以上提出されており、単年度の取組では不十分

割合を70パーセントにすることを目標

継続的に取り組む必要

対 策

平成31年度においてもパンフレットを作成し、市区町村に配布、離婚届書との同時交付

効果

養育費の分担取決め率の上昇

ひとり親家庭支援の一助

民事執行法及びハーグ条約実施法の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

検討の経過

平成28年9月	法務大臣から法制審へ諮問
平成28年11月	法制審部会による調査審議開始（約1か月に1回の頻度で会議開催）
平成29年9月	中間試案の取りまとめ・意見募集手続（→合計200件の意見が寄せられた）
平成30年6月	追加試案の取りまとめ・意見募集手続
平成30年8月	法制審部会において要綱案の取りまとめ
【今後の予定】	
平成30年10月	法制審総会において要綱の取りまとめ・答申（予定）

改正案の要点

債務者財産の開示制度の実効性を向上

【背景】

- ・ 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
- ・ 平成15年に創設された「財産開示手続」は、実効性が不十分で、利用実績が低調
- ※第4次男女共同参画基本計画（平成27年閣議決定）も改正の必要性を指摘

【改正案の概要】

- ★ 第三者から債務者財産に関する情報を取得する手続の新設
 - ・ 銀行等から預貯金債権や上場株式等に関する情報を取得
 - ・ 公的機関から土地建物や給与債権（勤務先）に関する情報を取得
- ★ 現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものとする見直し
 - ・ 開示の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大
 - ・ 債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則を強化

不動産競売における暴力団員の買受けを防止

【背景】

- ・ 近年、暴力団排除の取組が官民を挙げて行われているにもかかわらず、民事執行法による不動産競売においては、暴力団員による買受けを制限する規律がない
- ※「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年閣議決定）も不動産競売からの暴力団排除の必要性を指摘

【改正案の概要】

- ★ 裁判所の判断により、暴力団員、元暴力団員、その役員のうちに暴力団員等がいる法人等が買受人となることを制限

国内の子の引渡し of 強制執行に関する規律を明確化 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

【背景】

- ・ 国内の子の引渡しについては、民事執行法に明文規定がなく、動産に関する規定を類推適用
- ・ 国際的な子の返還については、国内の子の引渡しと同様の規定を整備することが必要

【民事執行法改正案の概要】

- ★ 執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
 - ・ 執行官に子の引渡しの実施を命ずる要件として、間接強制では債務者が子の引渡しをする見込みがあるとはいえないことなどを要求
- ★ 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し
 - ・ 子と債務者が共にいることは不要とし、子の心身に配慮するため、原則として債権者の出頭を要求

【ハーグ条約実施法改正案の概要】

- ★ 国内の子の強制執行に関する民事執行法の規律に合わせて改正

その他の改正事項

- ★ 債権執行事件の終了をめぐる規律の整備
- ★ 差押禁止債権をめぐる規律の整備

子供の未来応援国民運動

○ 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、**各種支援情報等の収集・提供**や**子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施**、**民間資金を活用した支援**など官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。



○ 子供の未来応援国民運動

(27年4月の国民運動発起人集会で採択された趣意書に基づき、同年10月よりスタート)

➡大綱が掲げる官公民の連携・協働プロジェクトを具体化したもの

子供の未来応援基金

支援情報の一元的な
集約・情報提供

支援活動と支援ニーズの
マッチング事業

国民への広報・啓発活動
地域における交流・連携事業の展開

支援情報ポータルサイト

— 子供の未来応援国民運動ホームページ —

目的

支援を必要とする方に、必要な支援（情報）を届ける

国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約し、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備

- 当事者自身はパソコン等を有していない可能性もあり、主にその支援者が、当事者から相談を受けながら、必要な支援をコーディネートするための利用を想定
- 当事者へ配慮し、「進学したいけどお金がない」、「お腹が空いたけど食べ物を買うお金がない」等、当事者が有する具体的な悩みごとからも支援情報が検索可能
- 「ひとり親家庭の相談窓口」を登録することにより、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行い、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる

機能

- 中央省庁、都道府県及び1,335市区町村の施策を掲載（30年2月28日現在）
- 支援の種類、悩みごとの種類（計60を設定）、フリーワード、施策の実施主体から検索が可能

The screenshot shows the homepage of the 'Child Future Support National Movement' portal. At the top, there's a navigation bar with links like 'Home', 'Policy Introduction', 'Support Information Search', 'Institution and Business Exchange', 'Basic Page', 'Case Studies', 'Kids Page', 'Inquiry Message', and 'Law/Policy'. Below this, a search bar is present. The main content area is titled 'Support Information Search'. It features two buttons: 'Search by support type or worry' (highlighted with a red box and a hand icon) and 'Search by local government registration measures'. Below these, there's a section for 'Support Type Selection' with a list of categories: Education, Life, Parent's Employment, and Others. Each category has several checkboxes for specific support types. For example, under 'Education', there are options for 'Support for school and university', 'Support for learning', and 'Support for various extracurricular activities'. Under 'Life', there are options for 'Childcare, child support', 'Child's employment support', 'Health maintenance', 'Food and food supply', 'Child's living environment', and 'Housing maintenance support'. Under 'Parent's Employment', there are options for 'Support for employment', 'Support for learning', and 'Support for childcare'. Under 'Others', there are options for 'Support for goods, provision of goods, clothing, daily necessities, electrical appliances, etc.', 'Support for human resources (sports, arts, etc.)', 'Support for career guidance, activities, etc.', 'Support for various consultation measures', and 'Others'. Below the selection section, there's a section for 'Worry Selection' with a text box for selecting a theme and a dropdown menu for selecting a worry. At the bottom, there's a search bar for keywords and a button to search.

検索結果を表示する >

国民運動におけるマッチング事業

マッチングサイト

<https://www.kodomohinkon.go.jp/matching/>

- 企業ができる協力内容と、NPO等のニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにしたもの。

(特徴)

- ・ホームページ上で実施するため全国的なマッチングが可能
- ・多様なニーズに対応可能



マッチングフォーラム

- 企業とNPO等団体の、顔の見える交流を行うもの。

(特徴)

- ・支援をする側と支援される側が直接会うことで、マッチングを促進



マッチングネットワーク推進協議会

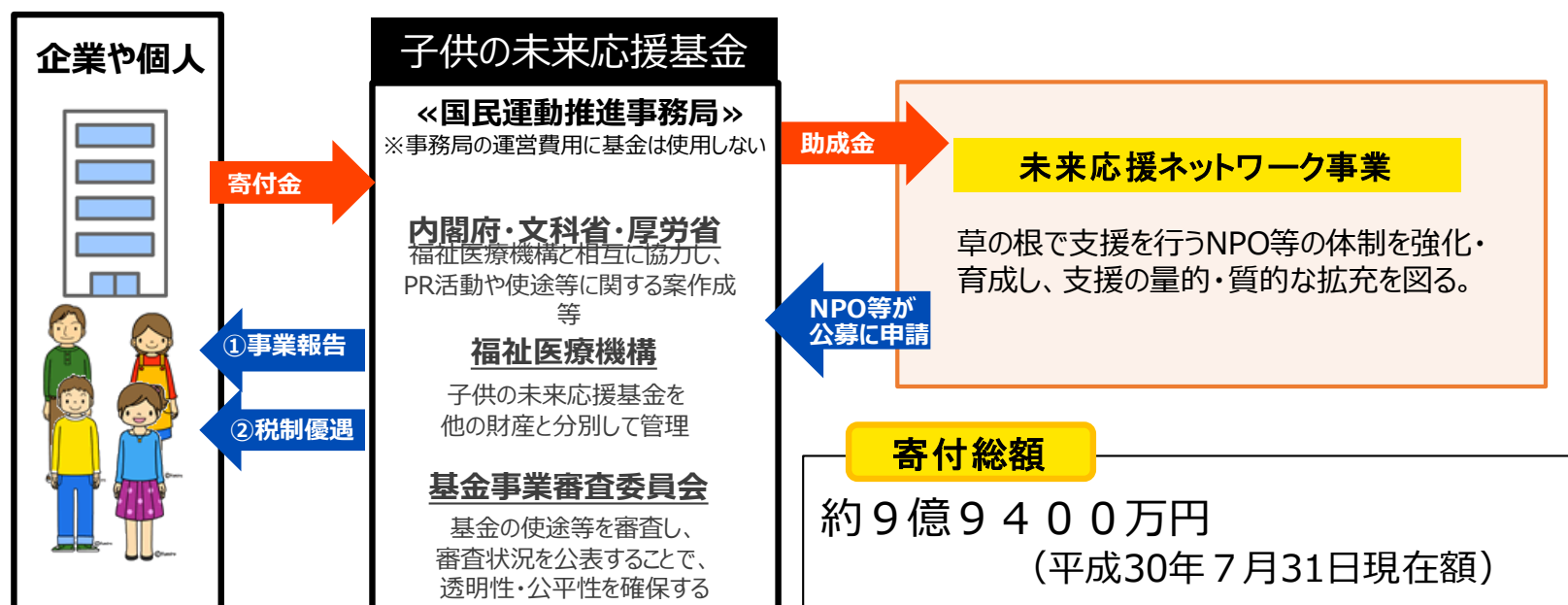
- 全国的にネットワークを有する団体が当該団体に加盟する団体と企業とをつなぐもの。

(特徴)

- ・比較的大規模な支援にも対応可能



子供の未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）



第2回支援

- 352団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、79団体を採択することとなった。
- 支援総額は約2億6600万円であり、1団体当たり平均約337万円を支援する（事業類型別の整理は右のとおり）。

※第1回は86団体を採択（支援総額 約3億1500万円）。

第2回未来応援ネットワーク事業 事業分類別 内訳	団体数 (件)
様々な学びを支援する事業	20
居場所の提供・相談支援を行う事業	14
衣食住など生活の支援を行う事業	15
児童養護施設等の退所者を支援する事業	5
児童又はその保護者の就労を支援する事業	8
里親又は特別養子縁組の斡旋を実施又は支援する事業	1
その他、貧困の連鎖の解消につながる事業	16

沖縄子供の貧困緊急対策事業

平成31年度概算要求額：13億円（平成30年度予算額12億円）

事業概要

沖縄の将来を担う子供達の深刻な貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた支援員の配置や居場所づくりを、沖縄振興計画期間中（平成28～33年度）を「集中対策期間」とし、地域の実情を踏まえた対策に集中的に取り組む。
平成31年度はこれまでの取組で明らかになった課題への対策として、若年妊産婦の居場所への運営支援等を実施する。

①子供の貧困対策支援員の配置

<課題>

沖縄の子供が置かれている状況は極めて深刻であるにもかかわらず、行政の支援が行き届いていない。また、子供の貧困の背景には、様々な課題があるため、関係者間で情報共有や役割分担を行い、円滑な連携体制を構築することが必要である。

<事業概要>

子供の貧困対策支援員が、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う。

【実施主体】市町村（支援員の研修は県）



②子供の居場所の運営支援

<課題>

沖縄では、日中及び夜間の居場所がないことにより、街を出歩き、登校に支障が生じたり、非行行動に至ったりするなどの問題を抱える子供が多い。

<事業概要>

子供の居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、年に数回程度、キャリア形成等の支援を行う。

- ・地域の実情に応じ、放課後から深夜まで開所することも想定。
- ・ひとり親世帯の子供などに限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

【実施主体】県・市町村



事業成果を
検証・普及

③事業の成果の分析・評価・普及

沖縄県が、各市町村担当者や事業実施主体から、支援員の配置及び居場所の運営支援の事業報告を受け、成果を取りまとめて分析・評価を行うとともに、報告会を開催し、県内市町村への好事例の普及を図る。

【実施主体】県



翌年度の事業に反映